

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	熱帯林行動ネットワーク（JATAN）		
代表者	原田 公	担当者	川上 豊幸
所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23-16 第二得丸ビル3階 TEL:03-5269-5097 FAX:03-3341-2277 E-mail:jatan@jca.apc.org		
設立の経緯 ／沿革	1986年にマレーシアで開催された国際会議において、熱帯林保護のために活動する世界各国のNGOの要請を受け、日本の市民と団体によって1987年に設立されました。		
団体の目的 ／事業概要	熱帯林をはじめとした世界の森林保全のために、森林破壊を招いている日本の木材貿易と木材の浪費社会を改善するための政府、企業、市民の役割を提言し、世界各地の森林について、生物多様性や地域の住民の生活が守られるなど、環境面、社会面において健全な状態にすることを目指しています。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	1987年 熱帯林の保護を目的として任意団体として設立 1990年 サラワク・キャンペーン委員会を発足、自治体キャンペーンを開始 1993年 インドネシアとカナダの森林・先住民問題シンポジウム開催 1997年 森林に関する政府間パネル(IPF4)、地球温暖化防止会議(COP3)に参加 2000年 インドネシアの違法伐採に関する活動開始 2002年 持続可能な森林経営による木材の利用推進のための調査・提言活動開始 2006年 熱帯材ユーザーへのサプライチェーン管理取組み促進活動開始 ・インドネシア合板調査とTFT（欧州の持続可能な木材購入グループ）訪問 ・森林生態系に配慮した木材製品調達アンケートを森林NGO五団体で実施。 ・政府の違法伐採対策提言活動に参加開始 2007年 紙パルプ、製紙用伐採に関するセミナー3回開催 ・TFTインドネシア現地調査、国内熱帯材ユーザー企業のヒアリング ・インドネシア合板のための森林伐採に関する現地調査報告会開催 2008年 熱帯林と熱帯林材製品に関する調査 ・TFTワークショップの開催(東京と大阪)を他団体と共に共催 ・国内家具業界調査(福岡県大川地域)の実施 2009年 ・熱帯林由来のコピー用紙のカーボン排出量推計調査と提言活動 ・泥炭湿地林保全のための調査およびリアウ州先住民族のキャパビル支援 ・「消える熱帯林はどこへ？インドネシアから日本へのメッセージ」を開催 ・UNFCCC COP15 バンコク準備会合、コペンハーゲン会合に参加		
ホームページ	http://jatan.org		
設立年月	1987年 1月	*認証年月日（法人団体のみ） 年 月 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費／ 売上高 (H20)	7,133,050円
組 織	スタッフ／職員数 5 名 (内 専従 0名) 個人会員 約 450 名 法人会員 3 名 その他会員（賛助会員等） 9 名		

政策のテーマ グリーン購入法での森林認証制度の比較評価導入による生物多様性保全

■政策の分野

- ・社会経済のグリーン化
- ・自然環境の保全、地球環境問題への対応

■政策の手段

- ・制度整備および改定
- ・調査研究

団体名：熱帯林行動ネットワーク

担当者名：川上豊幸

■キーワード	グリーン購入	森林認証制度	比較調査研究	生物多様性保全	持続可能性基準
--------	--------	--------	--------	---------	---------

① 政策の目的

森林認証制度の基準・実態について、生物多様性保全の観点から比較検討し、政府として、個々の森林認証材が、真に持続可能な森林経営が営まれている森林からのものであるかどうかを確認する。グリーン購入法における政府調達制度における基準として、持続可能な森林経営を実施しているのかどうかを検討し、グリーン購入法などの基準として利用する。これら確認調査は、グリーン購入法のみならず、民間レベルの認証材選択に影響を与えることが可能であり、それらを通じて、真に森林保全、生物多様性に寄与、生物多様性保全に資する。

② 背景および現状の問題点

違法伐採対策として、グリーン購入法においても証明方法として認証材が利用されるなど、重要度を高めてきているが、様々な認証制度が乱立しつつある。個々の認証制度には様々な違いが存在しており、これらの認証制度の違いを示すことには重要な意味がある。「持続可能な森林経営が営まれている森林」からの産出に係わる確認については「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照することとなっているが、現在、どのような認証材であっても「持続可能性」を証明できる。しかし、認証制度の中には、絶滅危惧種の生息地を伐採したり、世界遺産クラスの価値を持つ森林を伐採するなど、生物多様性保全に配慮できていないものも含まれている。これら問題のある認証制度は、環境保全上、有効に機能しているとはいえず、森林認証材であったとしても、持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出とは言えない。よって、政府として、個々の森林認証材が、真に持続可能な森林経営が営まれている森林からのものであるかどうかを確認する必要がある。欧州各国においては、それぞれの政府として認証制度の比較研究を実施しており、政府調達基準に利用している。

③ 政策の概要

個々の森林認証制度（FSC、PEFC、AFS、LEI、SGEC、SFIなど）を比較するための指標策定を行う。特に、この指標においては、生物多様性を含めた環境配慮、社会的配慮などを考慮して作成する。その上で、これら比較のための指標に照らして、個々の森林認証制度を比較検討する調査を行う。基準そのものの比較はもとより、実際の運用状況に関する情報収集を行い、レポートを作成、公表し、個々の森林認証制度が、持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出を示す認証制度であるかどうかを確認し、公表する。

グリーン購入法において、持続可能性指標に基づく、優先利用などの明示的な差別化を行い、利用促進を図ることにより、政府調達および、グリーン購入法を参照している地方自治体、企業などの調達方針の改善を通じた生物多様性保全を実現していく。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

グリーン購入法の特定調達品目検討会における改定論議を開始

↓

「持続可能性」の確認方法、持続可能性指標に基づく優先利用などの明示的な差別化
森林認証制度関連部分の変更提案

森林認証材の比較検討のための指標、スコープ検討委員会の選定、設置

↓

森林認証材の比較検討のための指標、スコープ検討委員会開催→指標、スコープの決定

↓

森林認証材の比較検討委員会の選定、設置、開催 → レポート作成作業

↓

森林認証材の比較検討委員会のレポート公表

グリーン購入法の特定調達品目検討会等の政策決定プロセスで、比較検討委員会の検討結果を受けて、持続可能性指標に基づく優先利用などの明示的な差別化、確認方法に関する関連部分の変更決定

↓

パブリック・コメント実施

↓

閣議決定 → 実施へ

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の主要な実施主体は、グリーン購入法なので、環境省（環境省総合環境政策局環境経済課）が基盤としての実施主体となる。ただ、実際に森林認証材の比較検討を行う主体は「指標、スコープ検討委員会」と「森林認証材の比較検討委員会」となる。

これらの委員会委員には、認証制度について詳しい学識経験者（大学教員など）、認証機関等の実務者、NGO関係者、企業関係者等が対象となる。ただ、これら森林認証制度に関する情報については、海外の識者、関連機関、NGOなどからの情報提供を得る必要があるために、調査活動、事例研究については海外の研究者やNGOなどを含めて、広く協力していくこととなる。また、民間でグリーン購入を推進する「グリーン購入ネットワーク」や、エコマークを担当する「（財）日本環境協会エコマーク事務局」との連携しながら、政策実施に向けての調整を行っていく。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

現在、様々な森林認証制度が導入されてきているにもかかわらず、森林認証材に関する適切な情報提供が行われておらず、グリーン購入法においても全く区別されていない。提案している政策実施を行うことで、グリーン購入法が意図している持続可能性の実現を満たしている森林認証の優先利用政策を導入することによって、本来意図していた政策を実施することができる。

また、海外で実施されているように、政府調達調達基準策定プロセスの一環として、森林認証制度を評価し、公表、パブリック・コメントプロセスを経ていくことによって、森林認証制度に関する理解が深まることになる。また、森林認証材には、いろいろなものが存在しているという状況を伝えることで、それぞれ認証材への関心を高め、意図していた効果（合法性証明ツールなのか、環境配慮としての生物多様性価値の保全なのか、循環型経済社会の実現など）が、それらの森林認証材によって担保されているのかどうかを確認することが可能になる。適切な森林認証材を購入することによって、生物多様性保護などの環境保全の実現することが可能となるといいう効果も期待できる。

⑦ その他・特記事項

欧州各国においては、すでに、各国毎に、様々な森林認証制度を比較検討する制度を導入しており、定期的に検討を進める体制ができている。この制度実施においては、それらを参考にしつつ、実施していくことが可能である。